

(陳受28第44号)

武蔵野市における受動喫煙防止に関する陳情

受理年月日

平成28年8月19日

陳情者

港区芝3-2-12
東京都たばこ商業協同組合連合会
会長 水谷 章道

陳情の要旨

今般、貴市に対し、受動喫煙防止条例の早期制定に関する陳情が提出されたとお聞きしているところでございます。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、国において受動喫煙に関し、法制化による規制の議論がなされているものと承知しています。我々も受動喫煙は防止すべきものであると考えております。

平成26年10月から平成27年5月に行われました「東京都受動喫煙防止検討会」におきまして、関係団体の意見聴取として、一律的な規制への懸念、たばこを吸う方と吸わない方が共存できる分煙社会の実現等意見を述べました。

しかしながら、2018年までに条例化について検討を行うこと、国に対しては、全国統一な法律での規制を働きかけること等が東京都への提言としてなされました。これを受けて、国においても法制化への検討がなされているものと聞き及んでおります。

現在、東京都におきましては「外国人旅行者の受入れに向けた宿泊・飲食施設の分煙環境整備補助金」「飲食店等における受動喫煙防止の店頭表示」を進めており、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた受動喫煙防止への取り組みを行っております。我々も受動喫煙を防止することに異論を唱えるものではなく、東京都の取り組みや趣旨に賛同し、受動喫煙防止への取り組みを行っております。

また、オリンピック・パラリンピック開催に向けた喫煙環境規制において、開催国や開催都市に対し、喫煙規制の強化は義務づけられていないと認識しております。これまでのオリンピック・パラリンピック開催都市を初め諸外国では、屋内が禁煙の場合でも屋外では自由に喫煙できる環境にあり、日本におきましては屋内外で禁煙化・分煙化が進展していることから、諸外国に比べ受動喫煙防止対策が遅れているとは言えません。

たばこは合法的嗜好品です。受動喫煙防止対策は、各事業者や施設管理者が実態に即した判断によりなされるべきものであり、法制化による一律的、強制的な規制によるべきものではありません。分煙や店頭表示等さまざまな取り組みにより、たばこを吸う方と吸われない方が共存できる社会こそ、日本が誇るおもてなしと考えております。

以上の趣旨より、武蔵野市におかれましては、受動喫煙防止に関して、条例化による一律的、強制的な規制ではなく、事業者の自主的な取り組みによる受動喫煙防止対策を行っていただきますよう、切にお願いします。